

日 ことひら 議会だより

第6号

平成24年 5月25日
発行:香川県琴平町議会



3月定例会

24年度予算審議2
23年度補正予算審議9
一般質問11
特集（シリーズ温泉）	..15

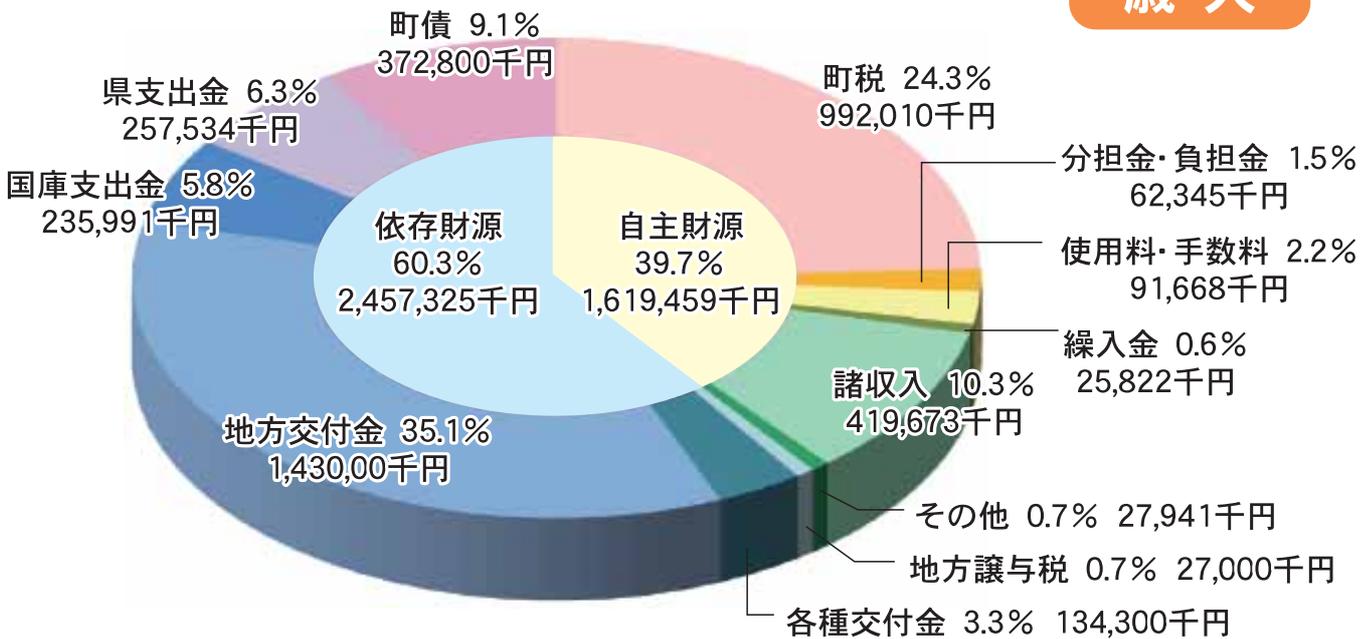
前年度比1.6%減 40億7,708万4千円

特別会計 前年度比 2.2%増 30億2,023万5千円

総額 前年度比 0.5%増 75億7,366万4千円

※総額とは・・・一般会計、特別会計、水道事業予算を合算した数値です。

歳入



※自主財源…町が自主的に収入できる財源
 ※依存財源…国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする町の収入

平成24年度 主な新規事業と重点施策

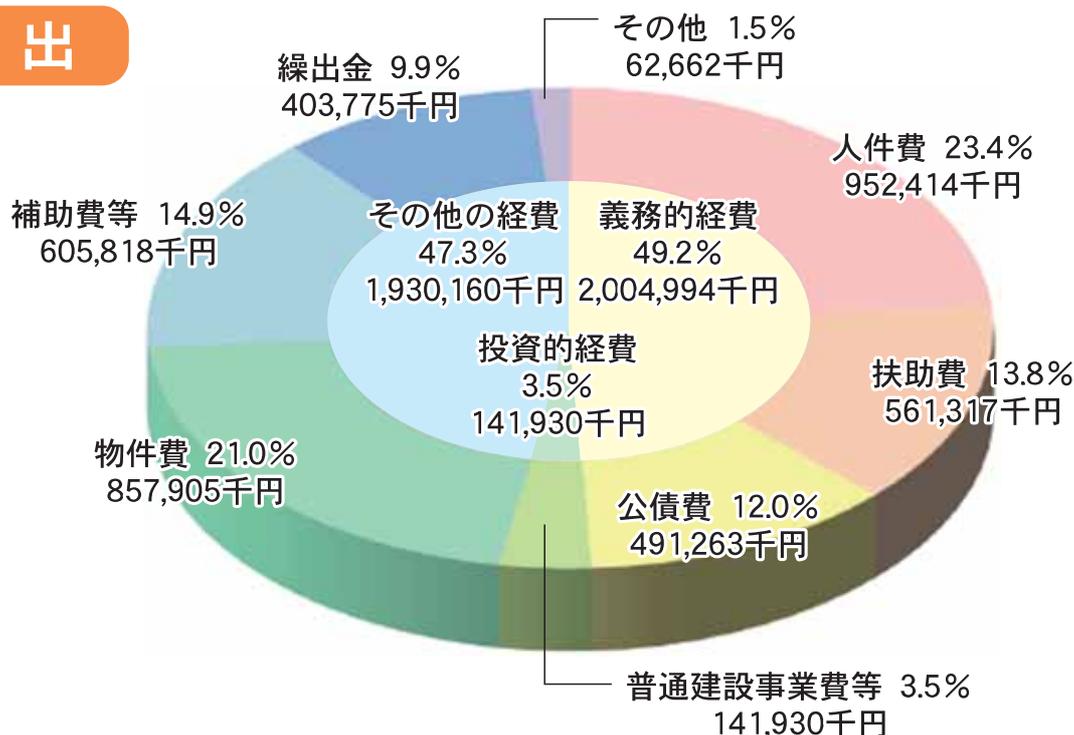
- 新泉源確保供給事業 4,000万円
- 中学校空調施設整備事業 4,044万6千円
- 急傾斜地崩壊防止対策事業 860万円
- 共助のプラットフォームづくり推進事業 871万円
- ホームページ再構築事業 600万円
- 国土調査準備事業 348万円
- 内町電線地中化事業 200万円
- 住宅用太陽光発電システム設置補助制度の創設 150万円
- 幼稚園の預かり保育実施 154万円
- 総合的な学習にかかる副読本製作費 171万5千円
- 肺炎球菌ワクチン接種事業 112万8千円
- 満濃池ハザードマップ作成経費の負担金 92万4千円
- 学校施設及び保育所へのAEDの設置 39万6千円
- 防災訓練及び自主防災組織リーダー育成事業 84万6千円

平成24年度一般会計予算を



平成24年3月定例会は、3月7日から23日までの17日間の会期で開きました。本会議初日には、新年度にあたり町長の施政方針が表明され、新泉源確保供給事業や中学校空調施設設備事業等の新規事業、それに基づく一般会計をはじめとする27の議案が提出されました。各常任委員会で慎重に審議を行い、すべて原案のとおり可決しました。また議員による意見書(9ページに記載)・決議が提出され、意見書を可決、決議を否決しました。一般質問は5人の議員が町政の課題について幅広く一般質問を行い、執行部の考えをたしました。

歳出



※義務的経費…人件費、公債費及び生活保護費等の扶助費であり、任意に削減できない経費
 ※投資的経費…道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費
 ※その他の経費…義務的経費と投資的経費を除く経費であり、物件費、維持補修費、積立金、補助金等の経費

平成24年度予算支出総額

(単位 千円)

会計名	平成24年度	平成23年度	対前年度		
			増減額	増減率	
一般会計	4,077,084	4,142,785	△65,701	△1.6%	
特別会計	学校給食	40,412	42,640	△2,228	△5.2%
	国民健康保険	1,362,510	1,358,156	4,354	0.3%
	下水道	412,390	347,889	64,501	18.5%
	駐車場	16,458	15,281	1,177	7.7%
	介護保険	1,038,652	1,044,720	△6,068	△0.6%
	後期高齢者医療	149,813	145,596	4,217	2.9%
水道事業	収益的	293,164	297,058	△3,894	△1.3%
	資本的	183,181	143,054	40,127	28.1%
合計	7,573,664	7,537,179	36,485	0.5%	

住民生活

安心安全で住みやすいまちづくり

住宅用太陽光発電システム設置補助金の創設

問 太陽光発電設置助成に150万円予算化しているが、具体的説明を。

答 国、県、町で合わせて60万円位の補助となる。町は1Kwあたり5万円の補助で上限は10万円。



塵芥処理施設の今後は

問 仲善クリーンセンターの操業期間と地元との協議の件について。

答 佐文自治会（まんのう町）と今後も協議をし、操業延長の方向で地元をお願いしたい。

防災訓練及び自主防災組織リーダー育成

問 防災訓練に際し、自衛隊との連携も重要である。積極的な働きかけを要望する。

答 検討したい。

男女共同参画の推進

問 パワーハラスメント等の行為により苦しまれている女性に対して、行政がいかに対応するかが重要である。

答 県の関係機関と連携しながら、逐次対応しているが、今後、さらなる連携の強化を図っていく。

保健・福祉

みんなで支え合い健やかに暮らせるまちづくり

肺炎球菌ワクチン接種に補助金

問 肺炎球菌ワクチン接種に補助が始まるが、住民の負担割合と接種時期について。

答 対象は75歳以上の高齢者で、助成については一人当たり3千円とする。接種時期は、住民に周知を行い、9月ごろの予定である。



幼保一元化になる？

問 幼保一元化について、平成25年から段階的に聞いているが、どうなっているのか。

答 まだ国からの通達等内容が見えてきていない。

敬老会

問 敬老会の持ち帰り弁当は継続するのか。

答 持ち帰り弁当を廃止し、紅白まんじゅうや記念品とし、敬老会会場へ参加の方には、オードブル形式にしていきたいと考えている。

特別保育事業

問 特別保育の81万9千円は、3保育所実施か、延長時間はどんなのか。

答 延長保育はあかね保育園のみで、30分の延長をしている。

建設・水道

住みたい、住み続けたい快適なまちづくり

入札について

問 入札の開札時に小野町長が立ち会っているとの事。社会通念の上、そうした現場に町長が立ち会うことは、結果に疑念を生む可能性があるといえるので見直しを求める。

答 執行の最高責任者たる町長が立ち会うことに何ら問題ないと考えている。

問 見解の相違であるので今後研究していきたい。

水道事業

問 町の自己水源の状況は。

答 現在湧水等はなく、順調に推移している。

都市計画道路の見直し

問 都市計画道路予定区間であった所は、2階建てコンクリート物件がこれまで建てられなかったということか。

答 都市計画を制定した当時は、建築基準法もなく、取り扱

琴平町における道路網の考え方

都市計画道路（都市骨格及びネットワーク形成）モデル図



平成24年度 予算質疑

3月議会で行われた主な質疑を要約してお知らせします。

が甘かったと思う。現況の道路幅員に変更するので、規制対象とならない。

観光・経済

いきいきと働き、活気に満ちたまちづくり

新泉源事業

問 智光院温泉事業について一般住民が恩恵を受けられるような、温泉施設をつくって欲しい。また、温泉施設が出来

た場合、入浴料金はどのぐらいの金額になるのか。

答 十分、分かつている。その方向に向け現在検討中である。その料金はワンコイン（500円）ぐらいと思っている。

観光バス乗降場の今後

問 毎年赤字が出ている観光バス乗降場運営管理費を、黒字の駐車場特別会計に移管するのはいかがなものか。

答 観光バス乗降場条例の目的を今一度鑑みて、地元の意見等を十分に反映させ、今後の乗降場の運営を考えていきたい。

琴平町公会堂の有効利用

問 社協に委託することで、観光拠点としての公会堂の位置づけはどうか。

答 社協の運営計画に観光拠点の位置づけは明記しているし、共助のプラットフォームの実施の中で対応していきたい。

こんぴら歌舞伎大芝居

問 今回のチケット売れ行き状況は。

答 まずまずの状況。マスコミの活用は十分行っていきたい。



満濃池ハザードマップを作る

問 満濃池ハザードマップ作成の効果は。

答 現在の危険度診断を行い、危険がどの範囲に及ぶのかを調査することにより、今後の災害対策に活かすことが重要。

地籍調査の実施について

問 地籍調査実施については、議会に前もって説明を行ってほしい。慎重な対応を望む。

答 実施内容については、これから煮詰めていくところである。ご理解いただきたい。

教 育

生涯学び学べるまちづくり

中学校のエアコン整備が決定

問 中学校のエアコンの台数と工期について

答 1年から3年までの9教室と、特別支援のクラス3教室の計12教室であり、工期については、夏休みを利用して7月下旬から8月に実施する。9月上旬に稼働予定。



中学校教育に柔道

問 来年度からの中学校の教育の中で、武道の柔道を取り入れるらしいが、安全性は。

答 十分安全に配慮するよう指導している。

AEDの設置について

問 AEDの設置について琴小は、以前からPTA会計より支払っている。公平な対応をお願いしたい。

答 対応したい。



琴平町立南・北幼稚園で延長保育を実施

問 昨年10月にアンケートをとったのなら、なぜ、12月議会にかけなかったのか。

答 教育委員会内でまだ協議中であった為、12月議会にかけなかった。

問 他町のように、条例でなく

要綱対応でよいのではないか。

答 県下において、要綱等の対応が多いが、費用を預かる観点から条例によるものとした。

問 住民周知の準備期間がないため、保護者からの苦情が予想されるが、対処する準備はできているのか。

答 条例の趣旨等の説明会を各園において実施する。今後混乱のないよう、慎重に取り扱いをしていきたい。

問 特別支援のフォローアップ対策も十分に求める。

答 特別支援のお子様にも現場と十分な協議を行い、対応していく。

児童の栄養バランスは？

問 給食センターのメニューの検討をしているのか。

答 栄養やバランスを考えて作ってはいるが、全部食べることが基本にしている。

問 食品契約した業者からの搬入物について、きちんとチェックしているのか。入札とあまりにも違う品物を持つてくる業者は入札から外すべきでないか。



答 見本と同じようなものを搬入してもらっているが、天候の関係で悪いときもある。

町 政 運 営

住民と行政の協働によるまちづくり

町のホームページをリニューアルします

問 新ホームページの内容について。

答 観光立町として国際的な視点から、多国言語によるホームページの更新や、リアルタイムの情報発信体制の構築などを行い、より見やすく利用しやすいホームページにしたい。

新規条例・ 一部改正条例を



条例制定
一部改正

主なものについてお知らせします

琴平町男女共同参画推進条例を制定

目的

男女共同参画の推進に関し、その基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに町民全体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるものである。

本町の男女共同参画を総合的、また、計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現を果たそうとするものである。

問 具体的な条例の役割を明確にしてほしい。

答 本条例案は理念条例であるが、条例を基礎として、今後において施策の実行が行われていく。



琴平町立幼稚園預かり保育条例を制定

目的

本町町立幼稚園における4歳児及び5歳児を対象として、通常の園における教育時間終了後に預かり保育の実施について必要な事項を定めるものであり、預かり保育時間は午後5時までで、保護者に係る費用負担は、月額5千円で、緊急一時の場合は、1日当たり4百円である。

問 自己負担額も子育て支援の観点から、さらに抑制できなかったのか。

答 総合的な判断による。ご理解願いたい。

問 十分な準備や周知期間がない中での提案で住民、ひいては関係する保護者に対して混乱を与えたことは大変留意すべきことと言える。また、近隣市町と比べて、子育て支援に関するサービスが遅れて

いることも浮き彫りとなったが、教育長、町長の考えを聞きたい。

答 教育長 実施時期等の周知の期間が短くなったことで、大変申しわけなく思っている。また、そのことによって、利用される方に混乱を来したということを重ねておわびしたい。今後は利用者からのご質問等には適切に対処して、利用者に喜んでいただけるように執行していきたい。

答 町長 本条例に関しては、既に実施されている保育所における延長保育、また、小学校における学童保育等のはざままで、幼稚園において子育て支援策というものがこれまでなかったという大きな大前提のもと、条例の制定をお願いした。また、現状で行っている学童保育を初めとするさまざまな諸問題に対しても、今後、琴平町の子育て支援として、なお充実した事業となるように努めていきたい。

琴平町公会堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正

理由

活用が停滞している琴平町公会堂を有効活用を実施する上で、指定管理者制度を導入するため、現行条例を改正するものである。

指定管理者制度の具体的な案として、社会福祉協議会を予定しており、社協の協議において、オーブンカフェ、産直市等を実施し、住民が主体となったお互いの仕組みをつくり、地域力を向上させる計画をつくる。

問 町に後々維持管理負担が残ることから、何のために指定管理者導入なのか。業務委託でいいのではないか。

答 指定管理者の指定契約期間の見込みは、1年間を原則に最大でも3年間程度を予定しており、実績等により、その後を判断していきたい。社協プランの中で、歌舞伎関係の展示も出ており、住む人、町民の皆様はもちろん、訪れる人、観光客の人にも利用していただけるようにしていく。

町長、教育長の給与に関する条例の一部及び教育長の給与に関する条例の一部を改正

理由

両案は本町の厳しい財政事情を踏まえ、行財政改革を積極的に推進していくため、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額しようとするものである。

問 本町の財政状況に照らすならば、下げ幅が不足しているのではないか。また、期末手当の算定を減額前とするのはいかなるものか。

答 手当等の算定基礎は、減額前の数値とするというものであり、審議会の答申を踏まえたものである。

討論 反対

この議案に対し、反対の立場をするつもりだが、給与を下げることに反対するものではない。給与をカットするのであれば、当然、手当も下げるべきであるし、期限付きについても反対する。

琴平町介護保険条例の一部を改正

理由

本町は、高齢化が進んでいて、これから先も団塊の世代が多いため、もつと高齢化率が増え、介護認定者数も増加するものと思われる、特徴として、施設系のサービが増え、居宅サービスや地域密着型のサービスも増える見込みである。給付費については、県平均ぐらいの金額になる。

施行期日は平成24年4月1日。

問 要介護1〜3にならないようにするには。

答 元気な体づくりをしてもらうことが一番であり、町として取り組みを進めていくつもりである。



討論 反対

高齢化が進む本町にとって介護を必要とする被保険者及び介護保険サービ量は当然増えるのである。サービ量が増えたと保険料があるいは利用料が連動して引き上げられる制度自体、根本的矛盾をした制度だと言わざるを得ない。値上げは反対。

討論 賛成

今回の改定を見送った場合、介護給付費の増加により、基金をすべて取り崩した上に、大幅な赤字決算となること予想され、これらを解消するため3年後の見直しの時点でさらに大幅な介護保険料の改定となり、住民に急激かつ多大な負担をかけることになる。今後3年間はさらに高齢化人口も増大し、介護認定者数もますます増加するものと思われ、今期の介護保険料の制定につきましては、県平均よりも若干上回るが、やむを得ない。

23年度
補正予算
審議



総額
1億4765万6千円を減額

各事業の金額の確定などによる

平成23年度 一般会計予算は

総額 41億263万1千円に！

合併処理浄化槽の件数

問 合併浄化槽設置件数が増えているが、下水道整備との関係を常に考えて実行してもらいたい。

答 下水道も重要施策であるのは認識している。

子ども手当

問 子ども手当の申請状況について。

答 対象602件のうち、3名が未提出で、手続されるよう通知している。

給食負担金の状況

問 給食負担金の未納状況について。

答 現段階で数字はつかめていない。出納閉鎖ではつきりする。

緊急地域雇用創出制度について

問 学校における特別支援に係る補助金が減額になったことについて。

答 補助対象の範囲や性質、内容について十分精査が行われていなかった。今後このようなことのないよう気をつける。

意見書

町長に意見書を提出

町内中高年者の公平な雇用拡大を求める意見書（要旨）

町行政において、町嘱託、町外郭団体、町臨時・アルバイト職員の雇用期間について、再就職を求める町民にも公平を原則とするよう下記の要請をする。

(1) 町内中高年者の公平な雇用拡大をすること。

(2) 町嘱託、町外郭団体、町臨時・アルバイト職員の年齢制限をすること。

提案理由

本町も全国と同じように雇用状況については厳しい声をよく聞きます。なかでも中高年のリストラ、退職、早期退職、その後の年金受給年齢までの期間の再就職については年齢の壁もあり大変困難と言われています。この様な町民の実状の上に立って再就職の公平性を求め、雇用の機会拡大を図っていただくためであります。

議案の審議結果 平成24年 3月定例会

採決表

議案名等	議員名										議決月日			
	賛成	反対	議決結果	1 白杵善弘	2 安川 稔	3 渡辺信枝	4 大西久夫	5 藪内伊佐子	6 片岡英樹	7 今田勝幸		8 山下康二	9 眞鍋 篤男	10 山神 猛
23.12定例会 発議第1号	町内中高年の公平な雇用拡大を求める意見書	8	1	可	—	○	○	×	○	○	○	○	○	3/7
議案第1号	平成24年度琴平町一般会計予算	8	1	可	—	○	○	○	○	○	×	○	○	3/23
議案第2号	平成24年度琴平町学校給食特別会計予算	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第3号	平成24年度琴平町国民健康保険特別会計予算	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第4号	平成24年度琴平町下水道特別会計予算	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第5号	平成24年度琴平町駐車場特別会計予算	8	1	可	—	○	○	○	○	○	○	○	×	〃
議案第6号	平成24年度琴平町介護保険特別会計予算	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第7号	平成24年度琴平町後期高齢者医療特別会計予算	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第8号	平成24年度琴平町水道事業会計予算	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第9号	琴平町定住自立圏形成協定の議決に関する条例	8	1	可	—	○	○	○	○	×	○	○	○	3/7
議案第10号	琴平町実費弁償支給条例の一部を改正する条例	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	3/23
議案第11号	琴平町税条例の一部を改正する条例	8	1	可	—	○	○	○	○	×	○	○	○	3/7
議案第12号	琴平町男女共同参画推進条例	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	3/23
議案第13号	琴平町介護保険条例の一部を改正する条例	8	1	可	—	○	○	○	○	×	○	○	○	〃
議案第14号	琴平町立幼稚園預かり保育条例	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第15号	琴平町印鑑条例の一部を改正する条例	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	3/7
議案第16号	琴平町公会堂の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	3/23
議案第17号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	6	3	可	—	○	○	○	×	○	○	×	×	〃
議案第18号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	7	2	可	—	○	○	○	×	○	○	×	○	〃
議案第19号	平成23年度琴平町一般会計補正予算（第6号）	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第20号	平成23年度琴平町学校給食特別会計補正予算（第2号）	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第21号	平成23年度琴平町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第22号	平成23年度琴平町下水道特別会計補正予算（第3号）	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第23号	平成23年度琴平町介護保険特別会計補正予算（第3号）	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第24号	平成23年度琴平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第25号	琴平町過疎地域自立促進計画の変更について	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
議案第26号	丸亀市との定住自立圏形成協定の締結について	8	1	可	—	○	○	○	○	×	○	○	○	3/7
議案第27号	琴平町中小企業融資審査委員会委員の選任について	9	0	同	—	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
決議案第1号	「こんびら温泉いこいの湯」温泉掘削工事調査特別委員会設置に関する決議	4	5	否	—	×	×	×	×	○	○	×	○	3/23

※ 可…可決 否…否決 同…同意 ○…賛成 ×…反対
 ※ 議長は可否同数の場合のみ表決権があります。（議長 議席番号1番）

議会活動

議会の活動（平成23年12月定例会以降、平成24年3月定例会）

12月27日	議会広報編集特別委員会
1月5日	議会広報編集特別委員会
11日	議会広報編集特別委員会
16日	第3回市町村議会議員特別セミナーに参加
17日	〃
2月2日	NPO法人総合型スポーツクラブフスボルテ目黒視察研修 議会運営委員会 教育厚生常任委員会
14日	総務産業経済常任委員会 松山市温泉事業 視察研修
21日	教育厚生常任委員会
23日	平成24年（第1回）2月臨時会 議会運営委員会
28日	総務産業経済常任委員会を主査とする連合審査会 総務産業経済常任委員会
29日	教育厚生常任委員会
3月1日	人権・同和対策特別委員会 議会運営委員会
5日	平成24年3月定例会（第1日目） 全員協議会
7日	議会運営委員会
8日	総務産業経済常任委員会
9日	教育厚生常任委員会
12日	総務産業経済常任委員会を主査とする連合審査会 教育厚生常任委員会を主査とする連合審査会
13日	総務産業経済常任委員会を主査とする連合審査会 教育厚生常任委員会を主査とする連合審査会
14日	総務産業経済常任委員会を主査とする連合審査会 教育厚生常任委員会を主査とする連合審査会
15日	教育厚生常任委員会を主査とする連合審査会 議会広報編集特別委員会
16日	議会広報編集特別委員会
21日	平成24年3月定例会（一般質問） 総務産業経済常任委員会を主査とする連合審査会 教育厚生常任委員会を主査とする連合審査会 全員協議会
23日	平成24年3月定例会（最終日） 議会運営委員会 全員協議会

ズバリ

町政を問う

一般質問



山神 猛 議員

「町の裁判、
これでいいの？」

Q

山神 町では現在二つの裁判が行われているが、両裁判共、訴え内容が私には理解できない。掘削会社は薬剤師会の成分検査報告書に付議されていた湧出量142トン／日が契約書で謳われている湧出量をクリアしているのに、成功報酬をいただいたと述べているのに、町は恒久的に間断なく湧出する温泉を想定していたので、不当だと主張しているが、争点は湧出量の測定が正しく行われていたかを、立証すればいいのであり、連続揚湯試験が行われていない事を証明すればいいのである。成功報酬を取るのには間違っている。

A

町長 揚湯検査の結果、湯量を一日当たり142³mと成がなされている。して、報酬金額を掘削業者との間で決定した。ということとは、142³m湧出する温泉であるとの合意形成がなされている。しかし、結果として大きな差異（実際には142³m湧出していない）があり、この部分について瑕疵（本来あるべき品質・性能等が備わっていないこと。）責任を求めたものである。

揚湯検査に対する疑義に関しては裁判において掘削業者に釈明を求めたいと考えている。



眞鍋 籌男 議員

「公共工事写真に 日付の明示を！」

Q 眞鍋 公共工事の工事写真は撮影後、直ちに提出させているのか。それとも一括して工事終了後に提出させているのか。

住民の税金でやっている公共工事において現場の写真に日付や場所の説明がなく、いつ、どこで、工事をしたのかが分からないでは話にならない。

現に「いこいの郷造成工事」の時も、住友建設という大企業であるのに、何百枚もある写真の中で日付が分かるのがなかった。

工事の業者には、少なくとも写真の説明として撮影日時、撮影場所、対象物を記載した書面を提出させる必要があるが、これらを明記した書面を今、問題の温泉工事をした業者に提出させていないが、なぜか。

A 町長 工事写真は工事終了後に一括して提出している。

工事写真については、国や県を参考にしており、国・県ともに日付等が入っていないというところで、本町でも工事施工会社に請求していないが、今後、国・県の動向をみながら考えていきたい。



渡辺 信枝 議員

「こころの相談の 充実を！」

Q 渡辺 今、発達障害やグレーゾーンの子どもたちが現場では増えている、学校現場や、それを抱える親たちも困っていると言う相談をよく受ける。

町長のマニフェストにも「子どもたちの悩みから保護者などの相談にも対応できるカウンセラーを配置する。」とある。

相談には、町として行う色々な相談窓口があるが、各相談への利用状況や相談に対する町としての取り組みなど、今後どう考えているのか、お尋ねしたい。

ぜひ、子どもたちの悩みから保護者などの相談にも対応できる所や支援員の先生方をコーディネートするカウンセラーの配置をお願いしたい。

A 町長 現在、町では学校において特別支援員による支援活動を行っている。

また、福祉課、健康推進課においても各種相談活動を実施しており、お子さんの発育状況や保護者の悩み等を伺い、発達障害等が見受けられる場合は適切な相談活動を行っている。そして、町や学校、幼稚園、保育所等が連携し情報を交換することで適切な対応ができるようにしている。

また、県内機関と連携し、出張相談などの専門的な取り組みを積極的に活用するとともに丸亀市との定住自律圏協定の中でも広域的に推進していきたい。



安川 稔 議員

「町づくりのために
職員の視察研修を！」
「職員の能力開発！」

Q

安川 これからの自治体は、創意と工夫によって個性豊かな町づくりを進めなければならない。取り組みいかんによっては自治体間に大きな差がつくと言われている。行政主導でなく、民間団体や住民が協力して町づくりに取り組んでいる事例を見る事は職員の視点を転換させることなるうと思うので、視察研修制度の策定を要望。

A

町長 視察研修することで職員としての資質を向上させ、町民の役に立つ人材として成長してもらうことは重要であると考えている。

Q

安川 魅力ある町づくりには地域が独自に課題を決めてそれに見合った政策を展開していかなければならない。そのためには、地域独自の政策を法的に構築し、法務能力を備えた職員が不可欠だ。こうした職員の能力を開発するための取り組みについての見解は。

A

町長 職員の能力開発についても研修同様に重要であり、職員の可能性や能力を最大限に引き出し、組織として生産性を上げることが不可欠である。先にまとめた行財政改革実施計画においても重要課題として位置付けており、議員の提案を含め、職員が自ら学び、資格を取得できるよう支援していきたいと考えている。



今田 勝幸 議員

「どうなる幼稚園・保育所！」
「町内業者にこそ仕事を！」

Q

今田 「子ども・子育て新システム」について、就労時間などに応じた保育必要量が利用者認定を越えると自己負担になる。保育時間がバラバラになると子どもの成長に影響は。先生の就労にも影響するのではないかと説明を。

A

町長 現在のところ「子ども・子育て新システム」に関して国からの具体的な指針が出ていないため説明できる状況にない。今後、具体的な内容が示され、問題点があれば国等に要望または意見を述べたいと考えている。

Q

今田 3月2日締切り「物品・役務提供等の指名願い新規受付」状況を質し、税金の使い方や町内循環型経済で活性化し、町内業者育成・振興を求める。

A

町長 町内業者の活力を活用し、住民サービスをも向上させることができれば地域経済は発展していくと思う。
一方、競争原理を保ち入札や契約を行うことも必要だと判断し、今回、契約規則の改正を行った。

総務産業経済常任委員会

先進地に温泉事業を学ぶ

平成24年2月14日に、松山市の温泉事業の視察研修に行きました。

松山市は、人口50万人余。年間観光客は500万人を超え、内、道後温泉に110万人が入浴し、宿泊者数は80万人の四国有数の観光地です。

松山市の温泉事業は、道後温泉事務所（職員37名）で、年間約9億2千万円規模の特別会計で運営しております。



▲松山市温泉事業の視察研修風景 H24.2.14

現在稼働中の源泉は17本で、配湯状況は、源泉使用量として、1日当たり2千120トン、そのうち内湯1千98トン、外湯887トンで、平均汲み上げ温度は47度とのこと

です。これまで28本の揚湯配管工事を行っていますが、安定した湯量確保のために、34年ぶりに新たに源泉を採掘

（深さ80m）する予定とのこと。なお、松山市内の温泉採掘権は、松山市のみが所有しています。また、分湯場に混合した源泉湯を源泉とみなしております。

また、市民向けのサービスとして、福祉事業、老人たちに対する思いやり事業なども導入されております。

これからの本町での温泉事業に参考となる内容が多く、今後の議会活動に反映させてまいります。

教育厚生常任委員会

総合型スポーツクラブを考える

教育厚生常任委員会と総務産業経済常任委員会の連合による行政視察を1月16日から18日にかけて行いました。

千葉市の市町村職員中央研修所で開催された「第3回市町村議会議員特別セミナー」では、東京大学名誉教授、大森彌先生を講師に「地方議会の役割と



▲JAMP市町村議会議員特別セミナー H24.1.17 講演風景

所環境共生学域准教授、瀧本浩一先生による「災害に強い町づくり」の講演では、防災活動を長続きをさせる為には日頃の地域活動の中で行っていくことが重要と教えていただきました。

さらには、目黒区にありますNPO法人総合型スポーツクラブ、スポルテ目黒を視察しました。スポルテ目黒は「いつでも、だれでも、いつまでも」を基本に地域の学校体育館施設などを利用し、幼児から高齢者まで全ての人がスポーツを楽しめるようになっています。ここでは、区、指定管理者、体育協会、ボランティア等の連携があつて、うまく活動が出来ているようです。本町においても住民の誰もがいつでもスポーツが楽しめる環境づくりが検討課題です。

新源泉事業に着手

ほんで温泉どなんなっりよんな？

特集
シリーズ温泉
(第1回)

* 智光院（ちこういん）温泉 購入費 約3400万円

新源泉事業の概要は次のとおりです。

善通寺市大麻町の民間所有地より、約460t/日のラドン冷鉱泉水が湧出。こんびら温泉「いこいの湯」の悲惨な状況をなんとか打破するため、智光院（ちこういん）温泉の購入を計画。土地購入費約3400万円、及び配湯管工事設計費600万円の計4000万円。ただし、これとは別に配湯管工事費が必要。したがって総事業費は1億円弱程度となる見込み。

こんびら温泉「いこいの湯」はどんな状況なん？

現在の「いこいの湯」は（10t/日）程度しか湧出量がない。年間4000万円の入湯



▲温泉分析時視察の様子 H23.6



▲温泉分析時視察の様子 H23.6

税が町に入っているが、今後湧出量が増える見込みもなく、水道水を加水し、水道料金の支払い（年間約120万円）が恒久的に続くような今の状態では、源泉の借金（約1億円）を返せるとは言い難い。

温泉とはいえ、半分以上を加水した状態をこのまま続けることは、全国の人々から町の信頼を取り戻すことはできない。

ほんでもやっぱり新源泉事業に
よーけ金いるやん。

● 過疎債（ほぼ100%起債充当で70%が交付税措置を受けれる）を活用し、町負担は実質30%になる。つまり、総事業費1億円程度の内、町費は3000万円程度で済む見込み。

● 「いこいの湯」と今回のを合わせて借金は2億円となるが、温泉給湯料、入湯税、地方交付税により返済可能と見込める。

つまり、温泉事業に要する経費は、独立採算をとり、町の一般会計には直接影響がないものとする。

● まだまだ温泉掘るんちゃうんな？
琴平町は次の3つ目の温泉は掘らないとの報告。

● 町民向けサービスを考えよん？
町民向けサービスとして、現在の旅館・ホテルの浴場を低料金で利用できるようにする。

審議の結果……

※多くの町民の方が関心のある事業ですが、加水した温泉事業を改善し、温泉事業会計が独立採算で進められる見込みであることから、賛成しました。

● 第1回目となる今回は、新源泉事業の着手についてお知らせしました。

● 次回は、その後の経過等をお知らせします。

お知らせ

3月定例会は20名の方が議会を傍聴されました。

議会を傍聴しませんか

定例会は、どなたでも傍聴できます。定例会開会日当日、役場3階の議会傍聴者受付票にご記入いただき、傍聴者入口よりご入場ください。

次回6月定例会は6月5日(火) 午前9時30分

に開会予定です。

詳しくは議会事務局 (☎75-6713) までお問い合わせください。

会議録もご覧ください

議会だよりでは、紙面の都合により内容を要約してお伝えしています。質疑・答弁の詳細は、会議録に詳しく掲載されていますので、ぜひご覧ください。会議録は町ホームページ内、議会欄、会議録検索システムでご覧になれます。

琴平町議会

検索



琴平町議会 会議録検索システム

[会議録検索システムトップ](#)
[会議録の閲覧](#)
[会議録の検索](#)
[操作説明](#)

会議録検索システムトップ

ご覧になれるのは平成20年3月以降の定例会・臨時会の本会議録です。

[会議録の閲覧](#) 会議録を閲覧したい場合は、「会議録の閲覧」をクリックください。

[会議録の検索](#) 条件を指定して検索したい場合は、「会議録の検索」ボタンをクリックください。

[操作説明](#) 操作説明をご覧になりたい場合は、「操作説明」ボタンをクリックください。

このページに関するお問い合わせはこちら

担当	琴平町議会事務局
住所	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10
電話	(0877)75-6713
ファックス	(0877)73-2120
メール	gkajemkyokulltown.kotohira.kagawa.jp

<ご注意>

※漢字表記については、汎用性を考慮し、JIS第2水準までの漢字を使用しています。このため人名や地名など、会議録原本と異なる場合があります。

※この会議録検索システムは、琴平町議会の公式の記録ではありません。

編集後記

3月議会には毎年新年度の予算案が執行部より議会に上程されます。議会はそれを受け、議員全員により予算内容を詳しく審査を行い、賛否を問います。今回の予算審査の状況について、紙面の都合で審議内容の一部しか掲載できませんでしたが、各議員より活発な審議がなされました。

議会だよりは、今回よりリニューアルされました。皆さまの代表機関として審議した内容をお知らせするため、度重なる協議をし、丁寧な編集を心がけたつもりです。また、表紙中「ことひら」の題字を丸尾玉蘭先生にお願いしました。

編集委員会では、住民の皆さまが「分かりやすく、親しみやすい広報」を目指してまいりますので、今後ともご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

(藪内)

表紙の写真

JR琴平駅の本屋は、1922(大正11)年に建てられた木造平屋建ての洋風建築。平成24年4月20日に、国の文化審議会から登録有形文化財とするよう、平野博文文部科学大臣に答申されました。

発行責任者

議長 臼杵 善弘

議会広報編集特別委員会

委員長 藪内伊佐子

副委員長 渡辺 信枝

委員 眞鍋 籌男

委員 今田 勝幸

委員 片岡 英樹